医　療　費　集　計　用　紙

＝令和５年分の確定申告分＝

稲倉会計事務所　御中

令和５年分の確定申告に関わる「医療費」は、下記のとおりです。

医療を受けた人 生計を一にする親族限定	病院・薬局等の名称	支払った医療費（円）	受け取った保険金等 （円）
合　　計			

医療費控除を受ける方は上記に集計の上、領収書原本とともにご同封下さい。
（原本は確認後ご返却しますので、5 年間大切に保管下さい）

※　支払日が R5/1/1～R5/12/31 であるものに限定されます。（治療受診日ではありません）
※　医療費を補てんする保険金等がある場合には、その資料も必要です。
※　人間ドック・予防接種は医療費控除の対象になりません。
※　マッサージ代・ハリ代は専門家によるもので、神経痛・腰痛などの症状を治す目的の医療費のみ対象となります。（健康維持目的のものは控除の対象になりません）
※　通院費は原則公共交通機関のみ可能です。（ガソリン代・パーキング代は認められません）
※　**集計していただかない場合は追加料金が発生いたしますので、必ずこの集計用紙をご提出下さい**